資料７－１

総務省

ICTサービスの利用環境を巡る諸問題について（案）

～不適正利用対策をめぐる環境変化と新たな対策について～

令和７年４月21日

総合通信基盤局

【親会1/22資料】当面の検討事項　ICTサービスの不適正利用への対処等

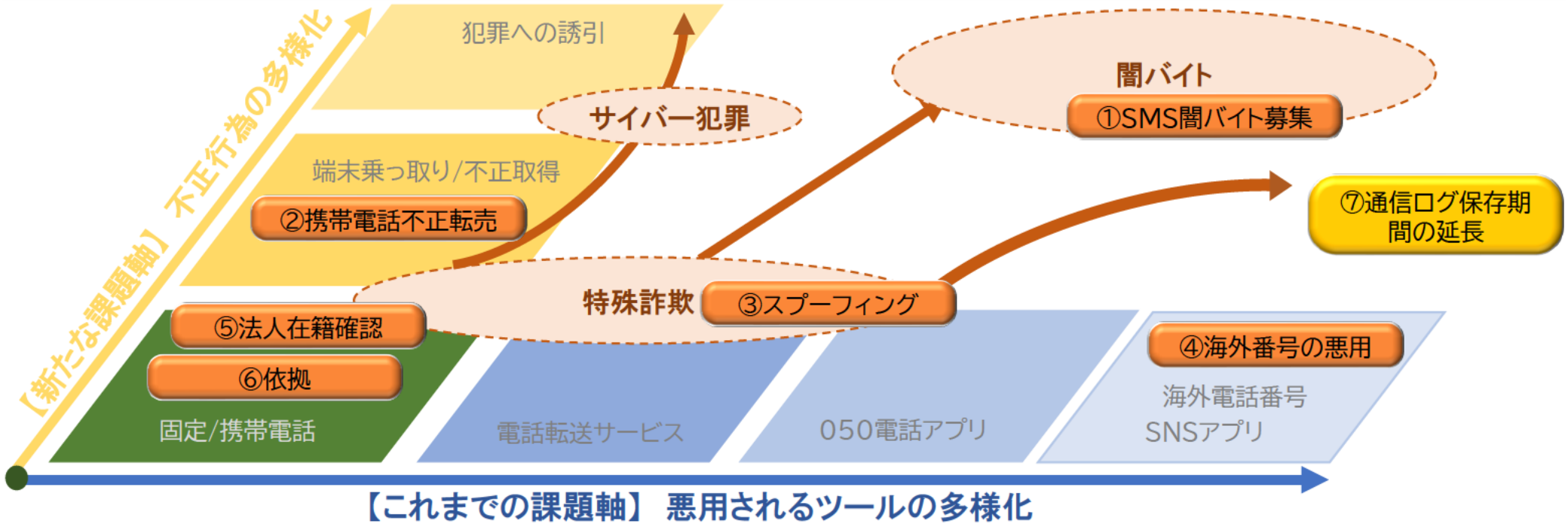

論　点	
①SMS闇バイト募集	・SMSで闇バイト募集が出現。犯罪抑止のため、既存の取組も踏まえ、**有効な対策が取りうるか。**
②SIM不正転売	・SIMの不正転売が増加。事業者から犯罪を見抜きにくい実態を踏まえ、**効果的な対策はあるか。**
③スプーフィング	・電話番号の表示を偽装するケースが報告されており、**どのような対策がとれるか。**
④海外番号の悪用	・海外電話番号を簡単に入手することができるウェブサイトがある中、**どのような対策がとれるか。**
⑤法人代理権	・法人の代理権の有無（在籍確認）が自主的取組となっているところ、**より実効的なルール作りが可能か。**
⑥依拠	・過去の本人確認結果への依拠について、**どのような確認方法であれば認めうるか。**
⑦通信ログ保存	・ログ保存が短いと指摘がある中、**通信ログの保存の在り方についてどう考えるか。**
その他	・携帯電話の不適正利用などの観点から、**その他課題があるか。**

親会(1/22)後の環境変化①

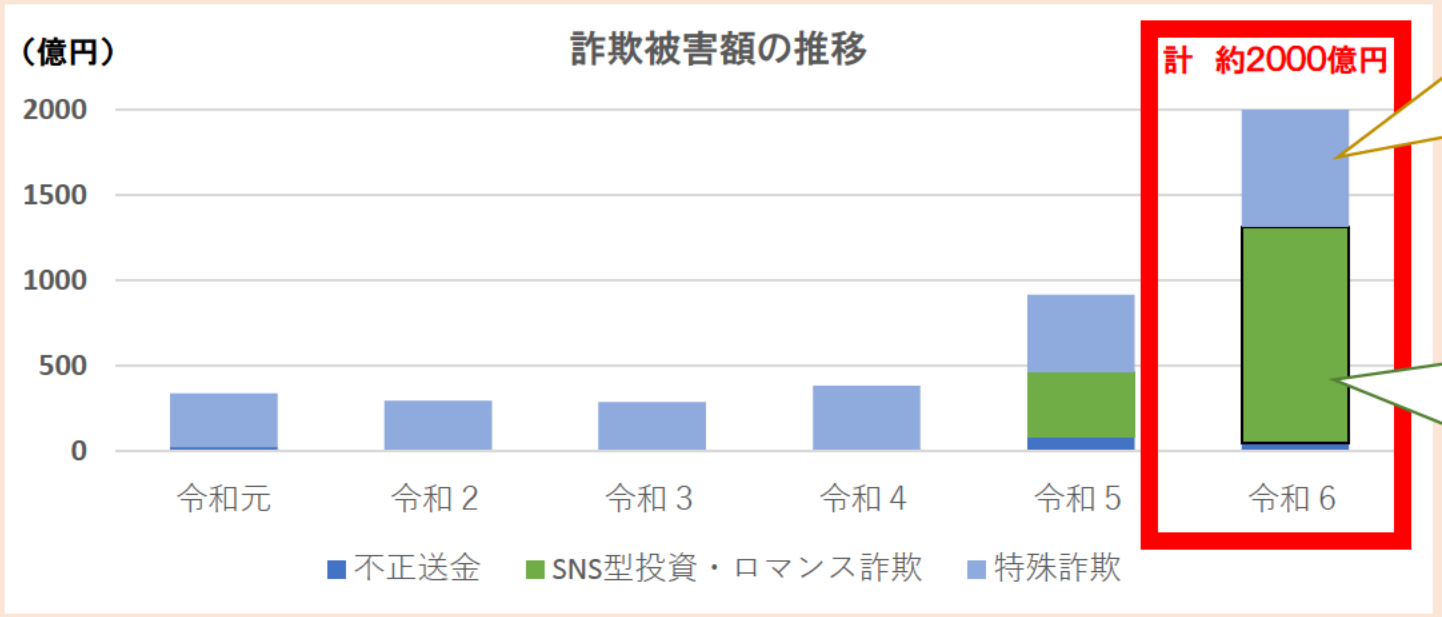

特殊詐欺
722億円(前年比60%増)
- 件数：20987件
- 被害：高齢者、振込み型
- 手段：電話が8割

SNS型投資・ロマンス詐欺
1268億円(前年比3倍弱)
- 件数：10164件
- 被害：40代～70代
- 手段：SNSからLINEに移行

特殊詐欺における電話対策の必要性

特殊詐欺に利用された番号(R6)

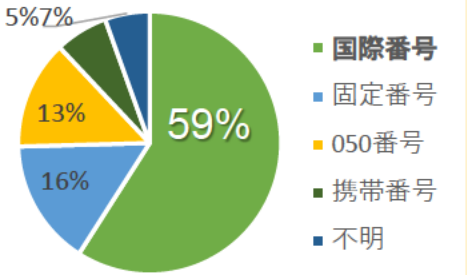

被害者の電話(R6)

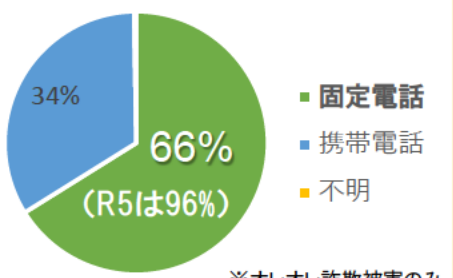

※オレオレ詐欺被害のみ

特殊詐欺の欺罔手段

接触方法（特殊詐欺全体）				
合計	**20,987**	(	**100%**	)
電話	**16,599**	(	**79%**	)
固定電話	12,328	(	59%	)
携帯電話	4,239	(	20%	)
不明	32	(	0.2%	)
メールメッセージ等	**2,037**	(	**10%**	)
SMS	642	(	3.1%	)
SNS	1,278	(	6.1%	)
その他	117	(	0.6%	)
ポップアップ表示	**1,858**	(	**8.9%**	)
サポート名目	1,542	(	7.3%	)
サイト利用料名目	135	(	0.6%	)
その他	181	(	0.9%	)
その他	**493**	(	**2.3%**	)

※警察庁資料抜粋

親会(1/22)後の環境変化①

(自)「治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会」の緊急提言(令和7年2月25日)総務省関係部分

(1) データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け

データ通信専用SIMは、通信アプリを利用することで音声通話SIMと同様に通話等が可能であるにもかかわらず、音声通話SIMと異なり、法令によって契約時の本人確認が義務付けられていない。
➡悪用実態を踏まえ、法令によって契約時の本人確認を義務付けることについて検討すべき。

(2) 固定電話の国際電話サービスを利用した詐欺等への対策

特殊詐欺に利用された電話番号の多くが国際電話番号であり、その接続を防ぐことが国際電話番号を利用した犯行の未然防止につながると考えられる。
➡国際電話サービスを利用しない設定があることを政府広報等を利用して国民に広く周知すると共に、固定電話の移転、切替え時等の契約変更等の機会をとらえて、高齢者に国際電話サービスの必要性を判断する機会を提供するなど、予防的な対応を取れるようにするべき。
また、国際電話サービスを利用しない者に対して料金等で優遇するなど、予防措置をしやすくする仕組みも検討すべきである。

(3) 詐欺電話・詐欺SMSを遮断するサービスに係る支援措置等

一部の関係事業者が提供している迷惑電話や迷惑SMSを防止するサービスを普及させることで、自主的な被害防止を促進できると考えられる。
➡こうしたサービスについて、無償化を含めた支援の措置とともにより効果的な方策を検討し、その普及や有効性の向上に努めるべき。

(4) 不特定多数の者に対する詐欺に誘引するSMS等の送信防止・遮断

詐欺に誘引するSMS、SNSのダイレクトメール、電子メールについては不特定多数の者に大量に送信されている実態がうかがえるところ、これらが被害者の端末に届かないようにすることで、被害の未然防止につながると考えられる。
➡通信事業者においてこれらSMS等の送信を防止し、又は遮断することについて、現行法の範囲内で実施可能かを検討し、可能であれば通信事業者と連携し早期に実施するべき。また、それが困難であれば、法改正等を検討すべき。

(5) 犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を把握するための措置の検討

シグナル、テレグラム等匿名性の高い通信アプリを始めとする犯罪に悪用される通信アプリ等について、被疑者の通信内容や登録者情報等を迅速に把握することは犯行グループの壊滅に必須であるが、そのために必要な技術や法制度については十分な検討がなされていない。
➡効果的な手法(ある種のソフトウェアを利用して犯行グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握するなど)について、諸外国における取組を参考にしつつ、技術的アプローチや新たな法制度導入の可能性も含め検討すべき。

(6) 通信履歴の保存の義務付け

捜査機関が被害を認知した時点では通信履歴が残されていない場合が少なくないことから、通信事業者に一定期間の通信履歴の保存を義務付けることが有効と考えられるが、通信履歴の保存は通信事業者にとっては負担。
➡義務付けに係る保存期間や費用面の課題についても、海外の例も参考にしながら検討すべきである。

親会(1/22)後の環境変化②

〇犯罪行為の巧妙化、高度化に伴う犯罪の増加

- 本年2月下旬、3名の中高生が不正に入手した大量のIDとパスワードの組み合わせ(計33億件)を元に、楽天モバイル社に対して、生成 AIを悪用して自作したプログラムを用いて不正アクセスを行い、多数の回線契約を不正に行ったことが発覚し、検挙となったもの。その後、同様の手口による不正契約や、当該不正契約した通信回線を用いた新たな犯罪も判明。
- 少年は、楽天モバイル社の契約の上限数が多く、追加契約に本人確認が必要ないことを狙ったと供述している。
- SMS付データSIMを悪用した犯罪については、本件以外にも発生している(警察庁から発表予定)。

楽天モバイルの事案

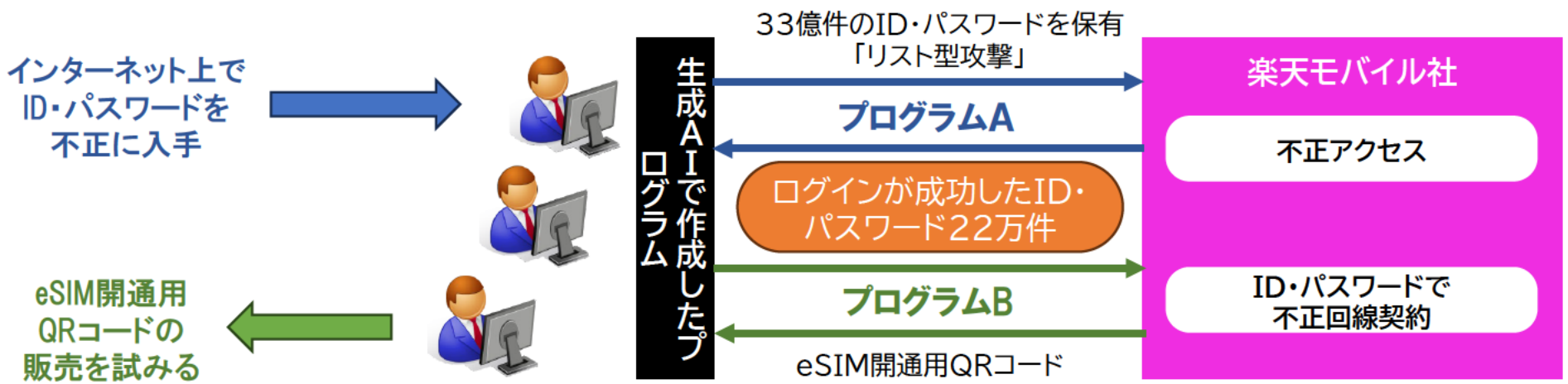

当面の検討事項　ICTサービスの不適正利用への対処等

論　点	
①SMS闇バイト募集	・SMSで闇バイト募集が出現。犯罪抑止のため、既存の取組も踏まえ、**有効な対策が取りうるか**。
②SIM不正転売	・SIMの不正転売が増加。事業者から犯罪を見抜きにくい実態を踏まえ、**効果的な対策はあるか。**
③スプーフィング	・電話番号の表示を偽装するケースが報告されており、**どのような対策がとれるか。**
④海外番号の悪用	・海外電話番号を簡単に入手することができるサイトがある中、**どのような対策がとれるか。**
⑤法人代理権	・法人の在籍確認が自主的取組となっているところ、**より実効的なルール作りが可能か。**
⑥依拠	・他社の本人確認結果への依拠について、**どのような確認方法であれば認めうるか。**
⑦通信ログ保存	・ログ保存が短いと指摘がある中、**通信ログの保存の在り方についてどう考えるか。**
その他	・携帯電話の不適正利用などの観点から、**その他課題があるか。**

不適正WG

※③、④などの一部課題については、犯罪防止の観点から**非公開**で議論を進める

専門的に議論

内容次第で、随時、不適正WGで取り扱う

⑧特殊詐欺対策	(1)固定・携帯電話	国際電話番号からの特殊詐欺が増加しているところ、以下の観点について、**どのような対策が取りうるのか。**また、携帯電話の迷惑電話被害防止に向けて、**どのような対策が取りうるのか。** ①国際不取扱センターの体制強化、キャパシティ向上、運用改善等 ②新規・切替等の顧客に対する利用休止申請に係る周知対応 ③国際電話を使用しない顧客に対する効果的な措置
	(2)SMS・メール	携帯電話利用者における詐欺被害が増加しているところ、迷惑SMS、迷惑メール等に伴う被害防止に向けて、**どのような対策が取りうるのか。**
⑨追加回線		追加回線の本人確認について、**効果的な対策がとれるか。**
⑩上限契約台数		上限契約台数によっては、大量不正契約に繋がる可能性がある中、**どのような対策がとれるか。**
⑪データSIM		データSIMの本人確認について、**効果的な対策がとれるか。**

当面の検討事項　論点再編成

論　点
①SMS闇バイト募集
②SIM不正転売
③スプーフィング
④海外番号の悪用
⑤法人在籍確認
⑥依拠
（⑦通信ログ保存）
⑧特殊詐欺対策
⑨追加回線
⑩上限契約台数
⑪データSIM

再整理

論　点	
(1)携帯電話本人確認のルール	・携帯電話本人確認について、**より実効的なルール作りが可能か。** 【②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪】
(2)闇バイト、特殊詐欺等対策	・闇バイトや特殊詐欺対策等の犯罪抑止のため、既存の取組も踏まえ、**有効な対策が取りうるか。** ○固定・携帯電話 【③、④、⑧の内電話関係】 ○SMS・メール対策 【①、⑧の内SMS、メール関係】

今後の検討スケジュール

	ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（親会）	不適正利用対策に関するワーキンググループ
1月	1月22日 ➢ ICTサービスの不適正利用への対処等について -論点提示	
2月～5月	通信ログ保存の在り方の検討については、専門的に議論し、親会へ報告 ー3月26日、27日 ー4月11日、14日、18日	当面の活動 4月21日（調整中） ➢ （1）携帯電話本人確認のルール （事業者ヒアリング　有） 5月9日 ➢ （2）闇バイト、特殊詐欺等対策 （事業者ヒアリング　有） 5月16日 ➢ 予備日（携帯電話本人確認のルール）
6月	6月下旬 ➢ WG中間整理案 ➢ 通信ログ保存の在り方	6月6日 ➢ 予備日/論点整理 6月中旬 ➢ WG中間整理案
7月～	7月 ➢ とりまとめ	

本日ご議論いただきたい点 （携帯電話本人確認のルール関連）

1 SIMの不正転売

・SIMの不正転売が増加し、詐欺への転用等の可能性が指摘されている中、転売の防止に向けてどのような効果的な対策が考えられるか。

2 法人の代理権（在籍確認）

・法人の担当者が契約を行う場合における在籍確認の手法について、法令上の規定がなく、事業者によって異なる取扱いとなっている中、利用者視点に立ってどのような方策が考えられるか。

3 他社の本人確認結果への依拠

・携帯電話の契約時における他社の本人確認結果への依拠について、これまでの議論を踏まえ、利便性と不正対策のバランスの観点から、どのように考えるべきか。

4 追加回線

・2回線目以降の回線契約時の本人確認について、法令上の要件が1回線目とは異なっている中、昨今の犯罪手口の巧妙化、高度化に対し、どのような効果的な対策が考えられるか。

5 上限契約台数

・上限契約台数について、本人確認が適切になされない場合に、大量不正契約に繋がる可能性があるが、利用者のニーズと不正対策のバランスの観点から、どのように考えるべきか。

6 データSIM

・データSIMの本人確認について、法令上の要件が音声SIMと異なっている中、昨今の犯罪手口の巧妙化、高度化に対し、どのような効果的な対策が考えられるか。

1　SIMの不正転売の事例について

課題

- 現行法令上、携帯電話事業者に無断で携帯電話端末設備等を譲渡した場合、携帯電話不正利用防止法に抵触する。（また、業として有償で譲渡した場合には、罰則も適用される）
- 近時、青少年等に対し、携帯電話やSIMを高額で買い取る等の触れ込みで自身の代わりに契約させる内容のアルバイト募集の投稿がSNSで横行しており、詐欺に転用する可能性が指摘されている。

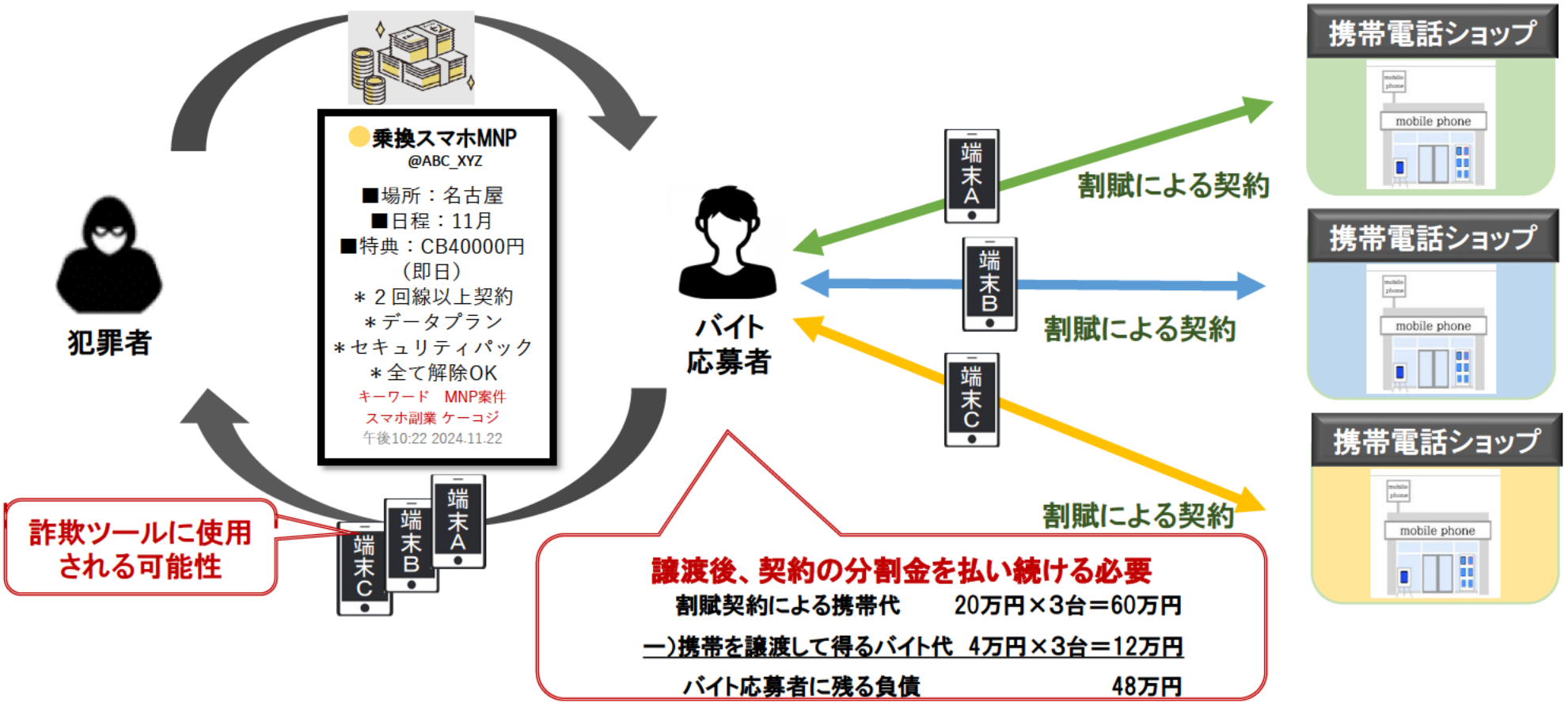

1　SIMの不正転売の事例について

事業者の取組

1. 不適正利用対策

■店頭のふるまいチェックによる、慎重な審査
■契約台数上限の設定　等

2. 事業者を含めた関係者間での情報共有

■不払者情報について事業者間の交換
■犯罪利用の可能性がある利用者について警察との情報交換　等

3. 利用者への啓発

■重要事項説明、ポスターなどでの注意喚起　等

論点

- 不正転売の事例において、アルバイトの応募者から契約時に「闇バイトではない」旨の虚偽申告や、契約後も不正契約であった旨の申告を行うことが期待されず、事業者として不正検知が困難である中、どのような有効な対策が考えられるか。
- 応募者の中には、無断譲渡の違法性を認識せず、軽い気持ちで犯罪に手を染めてしまう者も想定されることから、犯罪を少しでも減らす観点から、違法性に対する理解を高めていく必要があるのではないか。

2 法人の代理権（在籍確認）

課題

- 現行法令上、自然人が携帯電話を新規契約等する場合、その自然人の本人確認を実施。法人が新規契約する場合は、法人自身の本人確認（登記事項証明書の提示など）に加えて、来店する担当者の本人確認が義務付けられている。ただし、来店者の代理権の有無に係る要件は定められていない（犯収法規則では、代表者の要件を定めることで、来店者とその法人の関係性を担保している。）。
- 事業者においては、以下のとおり自主的な確認を実施しているものの、求められる書類が異なるなど、利用者からはわかりづらいとの指摘がある。

事業者の取組

	MNOの取組
法人契約	登記事項証明書又は印鑑証明書等 ＋ 来店者の本人確認書類 ＋ **委任状、名刺、社員証、健康保険証、在籍証明書等（各社により異なる）**

論点

- 法人の担当者が来店して契約を行う場合、来店する担当者とその法人の代理権の有無（在籍確認）について、犯罪実態を踏まえつつ、分かりやすさや整合性の観点から、求められる要件を明確化すべきか。
- 在籍確認の在り方について何らか法令上の規定を設けるとした場合、どのような要件を定めるべきか。
- 仮に法令上の要件を定める場合、どのような確認書類を認めるべきか。

3　他社の本人確認結果への依拠

課題

- 他社の過去の本人確認結果に依拠する本人確認方法については、令和6年11月29日にてとりまとめられた「不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書」において、引き続きの検討課題となっていたところ。
- 金融機関及び携帯電話事業者への本人確認結果に依拠するスキームについて提案があり、特に、携帯電話事業者等への依拠について、事業者からの具体的なニーズが認められた。
- 他社の本人確認結果への依拠については、既に本人確認が行われた結果と本人特定事項を照合するため、既に確認結果がある者にとっては、利便性が向上する等のメリットが見込まれる。一方で、当人認証を確保するために、どのような本人確認を行うか等が課題と指摘されている。

論点

- 他社への本人確認結果への依拠を実施する場合、他社の本人確認結果の保証レベルが高く、継続的に本人確認事項が更新された最新情報を照合することが必要となるが、これをどのように担保するべきか。
- 他社への本人確認結果への依拠についてメリットや課題がある中、近時、ID/PASS等による本人確認が可能な契約形態を突いた不正契約が報告されていることも踏まえ、依拠を認める是非をどのように考えるか。
- 少なくとも携帯電話事業者への依拠については、保証レベルを上げる取組がまさに行われている段階にあることについて、どのように考えるか。
- 他方、金融機関の依拠については、金融機関からのニーズや運用の実現可能性を勘案して、議論を行っていく必要がある。

4　追加回線の本人確認

課題

- 現行法令上、2回線目以降の追加契約をする場合、本人確認書類を提示する方式等に加え、ID/PASS等による本人確認方式が認められている（多数の事業者においては、音声SIMの2回線目以降の契約について、自主的な取組として、法令で義務付けられている音声SIMと同等の方式で本人確認がなされている。）。
- 昨今の犯罪行為の高度化に伴い、ID/PASS方式で本人確認可能な契約を対象とした不正契約が行われる事例が報告されている。

事業者の取組（本人確認方法）

		1回線目契約	2回線目以降の契約
音声SIM	法令義務	**本人確認書類の提示**（総務省令）	**本人確認書類の提示** **又は** **ID／PASS等により本人確認**（総務省令）
	事業者取組	本人確認書類の提示	本人確認書類の提示 （※一部事業者は、ID/PASS等により本人確認）
		1回線目と同番号での契約	**2回線目以降と同番号での契約**
音声SIM付Apple Watch	法令義務	**本人確認書類の提示** **又は** **ID／PASS等により本人確認**（総務省令）	**本人確認書類の提示** **又は** **ID／PASS等により本人確認**（総務省令）
	事業者取組	ID/PASS等により本人確認	ID/PASS等により本人確認

4　追加回線の本人確認

論点

- 追加回線の本人確認については、省令上は簡易な方式が認められているが、そのような方式は利用者の利便性が高い一方、そこを狙った犯罪に悪用されている実態があることも踏まえ、規定の見直しを行うべきか。
- 本人確認は、当該ユーザーの本人特定事項とその正確性を確認する「身元確認」と、ある行為の作業者が当人によってなされていることを確認する「当人認証」の二つの組み合わせによって成り立っているところ、ID/PASS等による本人確認の規定は、1回線目の身元確認に対して、当人認証を行っていることだと考えられるが、現行法令上のID/PASS等のみ（※）による当人認証の認証レベルは、十分に高いと言えるのか。
- 仮に規定の見直しを行う場合、音声契約の2回線目以降の回線契約に関する本人確認方式をどのような形で強化すべきか。なお、貸与（規則第19条第5項）においても同様に見直すべきか。
- 仮に規定の見直しを行う場合、音声SIM契約で取得した番号で契約する、音声SIM付AppleWatchについて、どのように考えるか。なお、MVNOについては、音声回線付AppleWatchは販売していない。

※　相手方から役務提供契約の締結の際に示された本人特定事項を、当該相手方の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先と照合する方法

5　上限契約台数

課題

- 現行法令上、上限契約に関する台数制限はない。（一部の事業者においては、事業者間の自主ルールにおいて、原則として、音声SIMの個人契約の契約回線数を5回線まで制限する取組を実施。）。
- 一方で、自主ルールは音声SIM以外のルールが存在していない。
- 一度不正契約がなされた場合に、犯罪被害が広がった事例があることが報告されている。

事業者の取組（上限契約台数）

音声SIM	SMS付きデータSIM	SMS無しデータSIM	AppleWatch
自主ルールでは５台	特にルールなし	特にルールなし	特にルールなし

論点

- 契約台数の上限については、音声SIMについて自主的な業界ルールが存在するが、何らかの制度的な担保を行うべきか。
- 音声SIMに限らず、データSIMやAppleWatchの契約台数の上限についても、何らかの明確化が必要か。
- 契約台数の上限については、回線数が多ければ多いほど、不正契約があった場合に、被害が広がることを踏まえると、上限の基準を何回線とするべきか。

6 データSIMの本人確認

課題

- 現行法令上、音声通信SIMについて、本人確認確認の義務付けがされている一方、データSIM（SMS付・SMS無し）については、義務付けがなされていない（ただし、一部の事業者においては、自主的な取組として、法令で義務付けられている音声SIMと同等の方式で本人確認がなされている。）。
- 警察庁の調査によれば、データSIMを悪用した犯罪事例が複数報告されている。特に、SMS付データSIMは、詐欺などが行われた各種サービスのアカウントを作るために、2段階認証に使用されているケースが複数ある。

論点

- データSIMについて、訪日外国人の本人確認などを簡易な方式で行うことにメリットがある一方、犯罪悪用の実態があることを踏まえ、本人確認義務の規定を設けるべきか。
- 仮にデータSIMについて本人確認を義務付ける場合、音声SIMとの違いとして、訪日外国人を含めて多様な形態での利用があることから、利用実態や実効性の観点を配慮した規定が必要なのではないか。例えば、訪日外国人の本人確認について、外国人に対する貸与の規定も参考になるのではないか（携帯電話不正利用防止法規則第19条第1項2号）。
- SMS無データSIMには、IoT機器に利用されているものがある点について、どのように考えるか。
- SMS付データSIMとSMS無データSIMのそれぞれの悪用の典型例はなにか。悪用実態の違いについて、どのように考えるか。

※本資料で「データSIM」は、SMS付データSIMとSMS無しデータSIMの両者を指している。

（参考）論点1 関係法令

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

第五条（譲渡時の本人確認義務等）

携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、契約者の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者（以下「譲受人等」という。）について、譲受人等の本人特定事項の確認（以下「譲渡時本人確認」という。）を行わなければならない。

２　第三条第二項から第四項まで及び前条の規定は、前項の規定により携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合について準用する。この場合において、第三条第二項から第四項までの規定中「相手方」とあるのは「譲受人等」と、同条第二項及び第四項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と、「第十一条第一号」とあるのは「第十一条第二号」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、前条第一項中「本人確認」とあるのは「譲渡時本人確認」と読み替えるものとする。

第七条（譲渡時の携帯音声通信事業者の承諾）

契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、**あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない**。

２携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

第二十条

第七条第一項の規定に違反して、**業として有償で**通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２相手方が第七条第一項の規定に違反していることの**情を知って**、**業として有償で**当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

（参考）論点2 関係法令

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）

（契約締結時の本人確認義務等）

第三条　1（略）

2　携帯音声通信事業者は、相手方の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために役務提供契約を締結するときその他の当該携帯音声通信事業者との間で現に役務提供契約の締結の任に当たっている自然人が当該相手方と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該相手方の本人確認に加え、当該役務提供契約の締結の任に当たっている自然人（第四項及び第十一条第一号において「代表者等」という。）についても、本人確認を行わなければならない。

3～4（略）

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一　代表者等から次条第一項第一号（二及びヘを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法

二　代表者等から次条第一項第一号二又はヘに掲げる書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

五　代表者等から次条第一項第一号二若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六　代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

七　特定事項伝達型本人限定受取郵便等により、代表者等に対して、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を送付する方法

2　前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

3　携帯音声通信事業者は、他の携帯音声通信事業者が役務提供契約を締結したことにより当該他の携帯音声通信事業者の相手方と役務提供契約を締結したこととなる場合は、第一項の規定にかかわらず、当該他の携帯音声通信事業者が代表者等について本人確認を行ったことをもって当該携帯音声通信事業者が当該代表者等について本人確認を行ったものとみなすことができる。

（参考）論点2 関係法令

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）

（取引時確認等）

第四条　（略）

２～３　　（略）

４　特定事業者は、顧客等について第一項又は第二項の規定による確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該顧客等の当該確認に加え、当該特定取引等の任に当たっている自然人についても、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認を行わなければならない。

５（略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十二条　法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項（同項第一号（ヌを除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

２～４　（略）

５　第一項の代表者等は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に該当することにより当該顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる代表者等をいうものとする。一　顧客等が自然人である場合　次のいずれかに該当すること。イ　当該代表者等が、当該顧客等の同居の親族又は法定代理人であること。ロ　当該代表者等が、当該顧客等が作成した委任状その他の当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることを証する書面を有していること。ハ　当該顧客等に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者（令第十三条第一項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者。次号ニ及び第十六条第二項において同じ。）が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。二　前号に掲げる場合以外の場合（顧客等が人格のない社団又は財団である場合を除く。）　次のいずれかに該当すること。

イ　前号ロに掲げること。

ロ　当該代表者等が、当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていること。

ハ　当該顧客等の本店等若しくは営業所又は当該代表者等が所属すると認められる官公署に電話をかけることその他これに類する方法により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが確認できること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特定事業者が当該顧客等と当該代表者等との関係を認識していることその他の理由により当該代表者等が当該顧客等のために当該特定取引等の任に当たっていることが明らかであること。

（参考）論点3 依拠に関するこれまでの議論

第３・４回WGにおいて構成員・発表者から頂戴したご意見

他の事業者への依拠

- 犯収法で認められる金融機関への依拠の仕組みを導入してはどうか。（楽天モバイル）
- 他事業者への依拠の導入に当たっては、信頼性を確保するため、身元確認レベルを合わせるべきではないか。（大谷構成員、辻構成員、鎮目構成員ほか）
- 金融機関に依拠するとした場合、責任のあり方について留意すべき。（沢田構成員、山根構成員）
- 他事業者への依拠の仕組みを導入する際には、より確実な本人確認方法を用いて確認した実績に基づいて、依拠を行うべきではないか。（大谷構成員、辻構成員ほか）
- 公的個人認証で本人確認を実施済みの事業者に対して、適切な当人認証を行った上で依拠するのであれば、事業者・利用者にとって負担の少なく利便性の高い本人確認が実現できるのではないか。（DIPC）
- 携帯電話事業者間の依拠については、業界全体として、本人確認が適切な方法で行われることが前提となるため、それを踏まえて検討すべき。（星構成員、中原構成員ほか）
- 携帯電話不正利用防止法と犯罪収益移転防止法の確認方法の整合性をはかりながら検討すべき。（辻構成員ほか）

【不適正利用対策に関するワーキンググループ報告書（抜粋）】

…従って、本人確認における保証レベルが高く、一定の手続きのもと継続的に最新の本人特定事項を取得可能な本人確認を実施することが望ましい。こうした本人確認方法は、例えば、公的個人認証による方法が考えられ、過去の本人確認結果の依拠方法としては、公的個人認証を用いて本人確認を行った結果に依拠するとともに、依拠先において多要素認証等の当人認証を実施する方法が考えられる。なお、**過去の本人確認結果に依拠する方法については、事業者のニーズや本人確認の保証レベルとのバランス等を鑑みつつ、今後、総合的に検討することが適当である。**…

（参考）論点4　追加回線

○（一社）電気通信事業者協会HP
　振り込め詐欺の被害防止対策の取り組みについて（2009年1月15日）
3. 個人契約の契約回線数の制限による大量不正契約の防止
携帯電話・PHS事業者は、同一名義での大量不正契約の防止を図るため、原則として、個人契約の契約回線数を5回線までに制限させて頂きます。現在、回線数の制限を行っていない事業者については、準備が整い次第、順次実施する予定です。

https://www.tca.or.jp/press_release/2009/0115_289.html

○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）
（本人確認の方法）
第三条　（略）
3　携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合 は、第一項の規定にかかわらず、当該相手方について、本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であることを確認することにより、本人確認を行うことができる。
4　前項の確認の方法は、相手方から役務提供契約の締結の際に示された本人特定事項を、当該相手方の既に締結した役務提供契約に係る本人確認記録等 及び料金の請求その他携帯音声通信役務の提供に必要な事項に係る文書の送付先（既に役務提供契約を締結している者の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地である場合に限る。）と照合する方法とする。

（参考）論点5　データSIMの本人確認

○（一社）電気通信事業者協会HP

携帯電話等事業者は、「携帯電話不正利用防止法」に定められた本人確認等の手続きについて、適切かつ確実な実施を図り、振り込め詐欺等の犯罪に携帯電話等が悪用されることを防げるよう、安心・安全な社会の実現に向けて取組んでいます。
また、音声通話が可能な端末のみならず、**データ通信カード等の非音声端末の契約等にあたっても、匿名性の排除を徹底するため、原則音声通話が可能な端末の契約等と同一方法による本人確認等の手続きを実施**します。

https://www.tca.or.jp/mobile/confirmation.html

○（一社）テレコムサービス協会HP

データ通信契約申込み受付時おける本人確認手続きに関する申合せ書

2021 年 1 月 29 日の一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会において、MVNO委員会に加盟の MVNO は、データ通信契約申込み受付時における本人確認手続きに関し、下記の通り実施することを申し合わせた。

1. 本人確認方法
原則、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）」と同一の本人確認方法によりデータ通信契約の受付を行うこと
2. 対象役務
SMS機能付きデータ通信契約※
※SMS機能が付与されていないデータ通信契約を対象役務とすることついて、今後の社会環境の変化及び不正利用の発生状況等を踏まえ、引き続き検討するものとする。

https://www.telesa.or.jp/vc-files/information/mvno-moushiawase-20210129.pdf